

Ⅲ. 公園

基準の適用対象

都市公園法に規定される都市公園以外にも、市民の利用する公園施設を基準の適用対象とします。ただし、以下に該当する場合、基準に適合した整備が不可能な項目については、その限りにおいて適用を除外できるものとします。

- ・地形、自然環境、史跡の存在などから、工作物の新築、改築または増築、土地の形質の変更などを行うことが他の法令または条例の規定により制限される場合
- ・地形、自然環境、史跡の存在などから、工作物の新築、改築または増築、土地の形質の変更などを行うことが公園の特性や機能を損なうことになる場合

※サインシステム、音声案内、視覚障害者誘導用ブロック、点字表示の詳細は、「Ⅴ. 情報・案内」を参照してください。

出典凡例

【市公園条例】	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（名古屋市）
【公園ガ（表題）標】	都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの「標準的な整備内容」
【公園ガ（表題）望】	都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの「望ましい整備内容」
【県規則】	人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則（愛知県）

A-1 移動等円滑化園路

整備の基本的な考え方

公園の出入口及び駐車場から公園内の主な施設に至るまでの経路において、連続性のある移動動線を確保する。

① 園路及び広場の基本的な考え方

→図 Ⅲ-1

◎不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、本章に掲げる基準に適合したものとする。

【市公園条例第3条】

◎園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、以下の特定公園施設（※1）及び主要な公園施設（※2）に接続する。

【市公園条例第3条第7号】

※1：屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識

※2：修景施設（植栽・芝生・花壇・噴水・池など）

休養施設（休憩所・ピクニック場・キャンプ場など）

遊戯施設（ブランコ・滑り台・シーソー・砂場など）

運動施設（野球場・陸上競技場・サッカー場・水泳プール・リハビリテーション用運動施設など）

教養施設（植物園・温室・動物園・水族館・自然生態園・体験学習施設など）

便益施設（売店、飲食店、駐車場、便所、水飲場、手洗場など）

その他（展望台、集会所など）

② 移動等円滑化園路の考え方

→図 Ⅲ-1

◎公園の出入口及び駐車場から特定公園施設及び主要な公園施設を結ぶ経路のうち、公園利用者の移動が最も一般的な経路（主動線）を移動等円滑化園路とする。

【公園ガ（園路及び広場）標】

◎本章に掲げる基準に適合する特定公園施設が設置されている場合、移動等円滑化園路は、これらの施設のうち、それぞれ1以上と接続させる。

【市公園条例第3条第7号】

◎主要な公園施設には、移動等円滑化園路を接続させる。

【公園ガ（園路及び広場）標】

◎掲示板及び標識については、移動等円滑化園路に近接させる。

【公園ガ（園路及び広場）標】

○都市公園内の特定公園施設及び主要な公園施設以外の建築物についても接続させることが望ましい。

【公園ガ（園路及び広場）望】

○移動等円滑化園路は、主要な公園施設へのアクセスに対して迂回路とならない設定とすることが望ましい。

【公園ガ（園路及び広場）望】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

- 歩行者用の出入口と駐車場がある場合は、それぞれ1以上の経路を移動等円滑化することが望ましい。
- 移動等円滑化園路が接続する特定公園施設及び主要な公園施設の出入口手前には、施設に安全で円滑に出入りができるよう150cm×150cm以上の水平面を確保することが望ましい。
- 移動等円滑化園路以外の園路及び広場についても、高齢者、障害者等が多様な利用ができるよう、可能な限り移動等円滑化することが望ましい。
- 工事等の実施により移動等円滑化園路が遮断される場合には、工事を実施する旨の案内表示や、工事中の迂回路をわかりやすく示すことが望ましい。

【公園ガ(園路及び広場)望】

【公園ガ(園路及び広場)望】

【公園ガ(園路及び広場)望】

【公園ガ(園路及び広場)望】

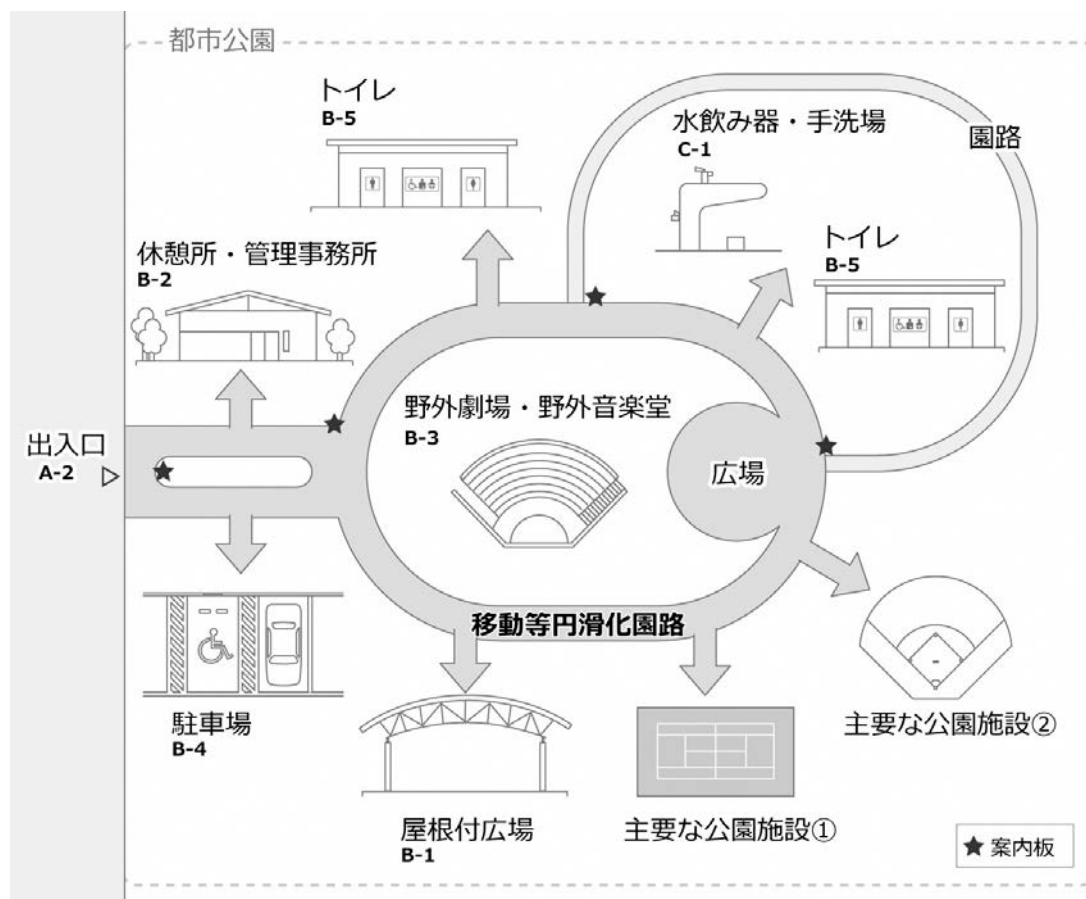
③ 移動等円滑化園路を構成する広場の考え方

→図 III-1

- ◎特定公園施設や主要な公園施設を利用するために、広場内を移動しなければならない場合は、当該広場は園路と同等の機能を担うものとして、移動等円滑化園路とする。例えば、都市公園の出入口に広場が接しており、園路が設置されていない場合は、当該広場の一部を移動等円滑化園路とする必要がある。

【公園ガ(園路及び広場)標】

図 III-1 移動等円滑化園路の概念図



【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

A-2 出入口

整備の基本的な考え方

- (1) 車いす使用者にとって支障のない出入口については、2 か所以上の確保に努めこれと連続した園内での通行動線を確保する。
- (2) 規模の大きな公園では、他の出入口、その他適切な位置に、その旨がわかる案内板を設ける。

① 勾配	
◎すりつけ勾配は、5%以下とする。やむを得ない場合でも8%以下とする。	【市公園条例第3条第5号イ】
② 有効幅員	
◎出入口の有効幅員は、140cm以上とする。	→図Ⅲ-2 【市公園条例第3条第1号ア】
③ 仕上げ	
◎表面は、固くしまって滑りにくい仕上げとする。(砂利は避ける。) ◎表面は、水勾配が必要な場合を除いて平たんな仕上げとする。	→図Ⅲ-2 【市公園条例第3条第2号カ】 【公園ガ(園路及び広場)標】
④ 車止柵	
◎柵の間隔は、有効幅員90cm以上で設ける。 ○柵の前後に、150cm以上の水平部分を設けることが望ましい。 ◎鎖による進入防止柵は、視覚障害者には危険であるため避ける。 ◎半円形の車止めや回転しながら進入する車止めを設ける場合は、車いす使用者の通行に支障のない構造とする。	→図Ⅲ-2 【市公園条例第3条第1号イ】 【公園ガ(園路及び広場)望】 【公園ガ(園路及び広場)標】
⑤ 段差	
◎車いす使用者が通過する際に支障となる段差をつけない。やむを得ず段差をつける場合は、スロープを併設する。	【市公園条例第3条第1号エ・オ】
⑥ 視覚障害者誘導用ブロック	
◎出入口には、点状ブロックを敷設する。	→図Ⅲ-2
⑦ 照明	
○出入口付近は、できるだけ明るくなるよう、照明施設の配置に配慮することが望ましい。	

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

⑧ その他

→図 Ⅲ-2

- ◎出入口には、車いす使用者等が安全で円滑に出入りができるよう、長さ 150cm 以上の水平部分を設ける。
- 出入口が車道に面する場合には、注意喚起のために出入口で止まることをわかりやすく表示することが望ましい。

【市公園条例第 3 条第 1 号ウ】

【公園ガ(園路及び広場)望】

図 Ⅲ-2 公園出入口イメージ

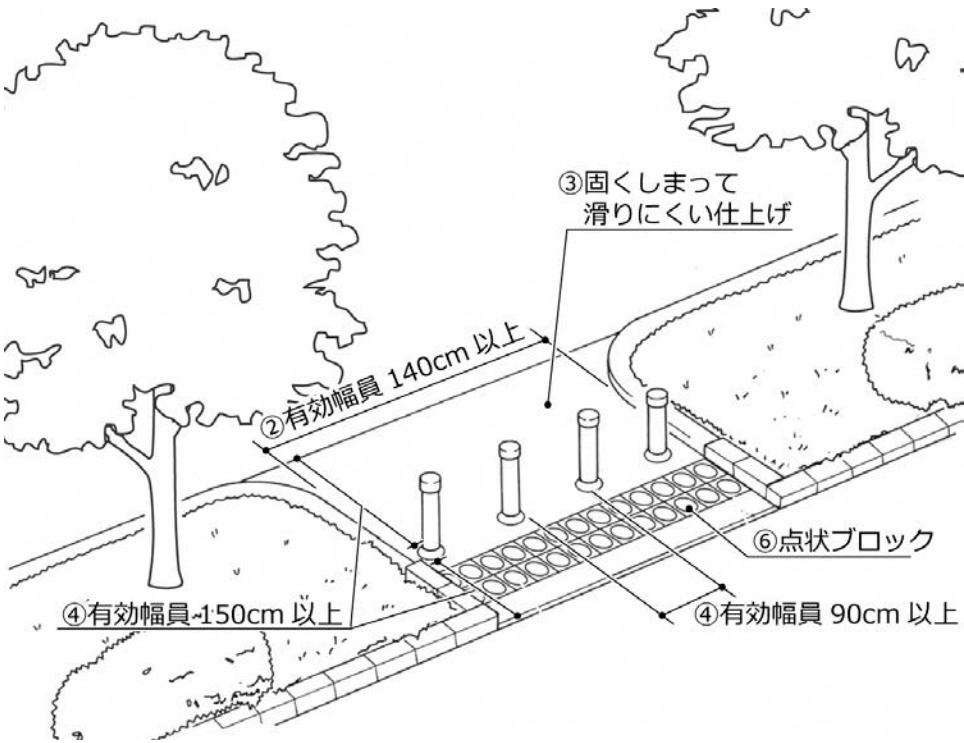
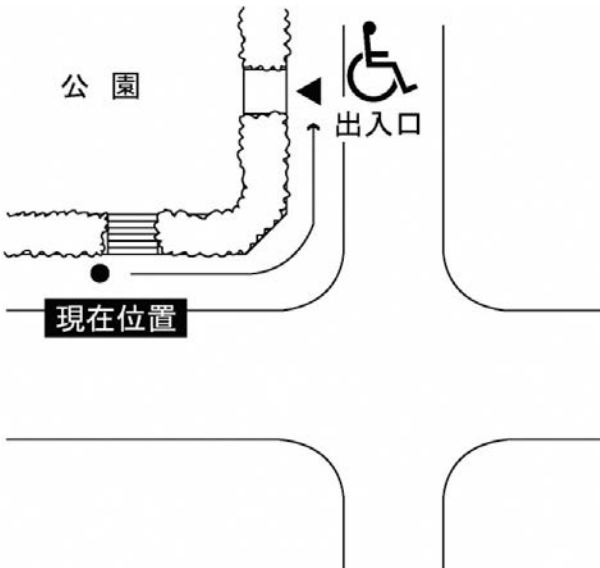


図 Ⅲ-3 車いすで通行可能な出入口を示した案内板例



【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

A-3 園路

整備の基本的な考え方

- (1) 主な施設を利用するために、車いす使用者に配慮した通行動線を 1 経路は確保する。
- (2) 視覚障害者の安全な通行動線の確保に配慮する。

① 勾配 ◎縦断勾配は、4%以下を標準とする。 ○3%～4%の勾配が 50m以上続く場合は、途中に 150cm 以上の水平部分を設けることが望ましい。 ◎横断勾配は、水勾配程度(1%以下とする。やむを得ない場合でも 2%以下とする。)とし、可能な限り水平にする。	→図 Ⅲ-4 【市公園条例第 3 条第 2 号エ】 【市公園条例第 3 条第 2 号オ】
② 有効幅員 ◎園路の有効幅員は、180cm 以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m 以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員 140cm 以上とすることができる。 ◎車いす使用者が回転及びすれ違いができるように、180cm×180cm 以上の広さを確保する。	→図 Ⅲ-4 【市公園条例第 3 条第 2 号ア】 【公園ガ(園路及び広場)標】
③ 仕上げ ◎舗装は、固くしまって（移動等円滑化園路にあつては砂利を避ける。）滑りにくい仕上げとする。 ◎舗装は、水勾配が必要な場合を除いて平たんな仕上げとする。	→図 Ⅲ-4 【市公園条例第 3 条第 2 号カ】 【県規則第 15 条(6)4】
④ 段差の解消 ◎車いす使用者が通過する際に支障となる段差をつけない。やむを得ず段差をつける場合は、スロープを併設する。 ◎切り下げ部分の有効幅員は、140cm 以上とする。 ◎すりつけ勾配は、5%以下とする。やむを得ない場合でも 8%以下とする。 ◎段差や階段については、スロープによる解消を考慮する。	→図 Ⅲ-4 【市公園条例第 3 条第 2 号イ・ウ】
⑤ 視覚障害者誘導用ブロック ○誘導対象施設の場所を案内するために、視覚障害者誘導用ブロックを敷設することが望ましい。 (V. 情報・案内 C-1 視覚障害者誘導用ブロックの項を参考)	→図 Ⅲ-5

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

⑥ 照明

→図 Ⅲ-4

◎照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮する。

【公園ガ(園路及び広場)標】

○照明を設ける場合は、進行方向に合わせて設置して、進行方向をわかりやすくすることが望ましい。

【公園ガ(園路及び広場)望】

⑦ 空中突出物

→図 Ⅲ-4

◎原則として路面から 200cm までの空間に天井、壁面、標識からの突出物を設けない。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないように、高さ 110cm 以上の柵の設置やそれに代わる進入防止措置を講ずる。

【公園ガ(園路及び広場)標】

図 Ⅲ-4 園路イメージ

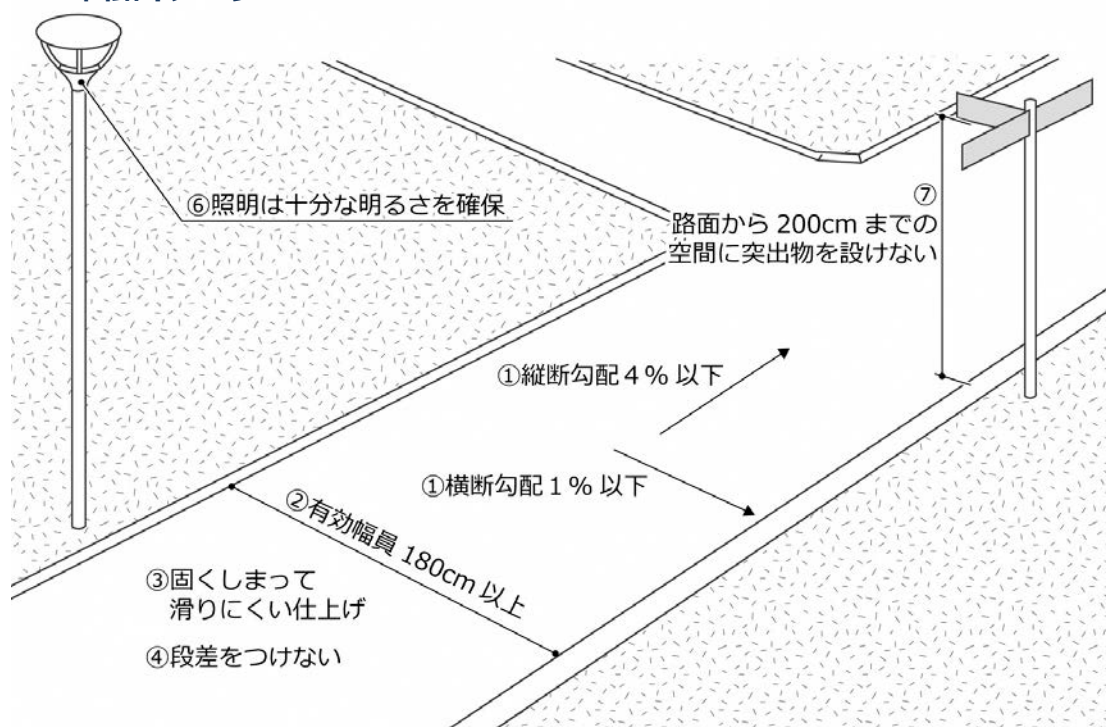
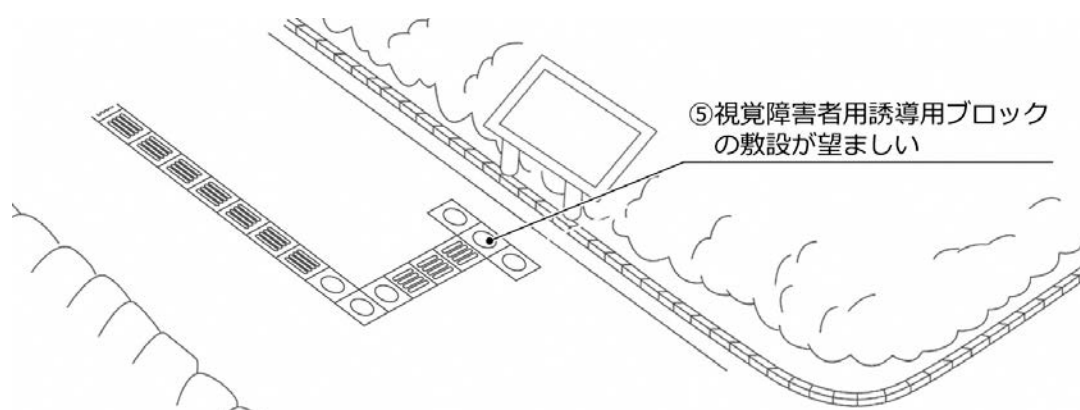


図 Ⅲ-5 視覚障害者誘導用ブロック敷設イメージ



【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

A-4 スロープ

整備の基本的な考え方

通行動線上に段差がある場合は、スロープを設けるなど段差の解消に配慮する。

① 勾配	→図 Ⅲ-6
◎スロープの最大縦断勾配は、5%以下とする。やむを得ない場合でも 8%以下とする。 ◎横断勾配は設けない。	【市公園条例第 3 条第 5 号イ】 【市公園条例第 3 条第 5 号ウ】
② 有効幅員	→図 Ⅲ-6
◎スロープの有効幅員は、140cm 以上とする。(ただし、階段と併設する場合は、90cm 以上とすることができる。) ○すれ違いを必要とする場合は、180cm 以上確保することが望ましい。	【市公園条例第 3 条第 5 号ア】 【公園ガ望(園路及び広場)】
③ 踊り場等	→図 Ⅲ-6
◎高低差が 75cm 以内ごとに、踏幅 150cm 以上の踊り場を設ける。 ◎スロープの始点、終点に長さ 150cm 以上の水平部分を設ける。	【市公園条例第 3 条第 5 号オ】 【県規則第 15 条(6)6 二】
④ 滑り落ち防止	→図 Ⅲ-6
◎スロープの両側には、高さ 10cm 以上の立ち上がりまたは側壁を設ける。	【市公園条例第 3 条第 5 号キ】
⑤ 手すり	→図 Ⅲ-6
◎手すりを両側に連続して設ける。やむを得ない場合は片側に設ける。 ◎手すりの両端は、スロープの始点、終点より 30cm 以上水平に延長する。 (Ⅲ. 公園 A-6 手すりの項を参考)	【市公園条例第 3 条第 5 号カ】
⑥ 路上施設	
◎排水などの路上施設は、可能な限り避けるが、やむを得ない場合は通行の支障とならないよう考慮する。	
⑦ 視覚障害者誘導用ブロック	→図 Ⅲ-6
○スロープの上り口、下り口、踊り場(スロープまで線状ブロックで誘導する場合の踊り場)の端部(スロープの始末端部から 30cm 程度離れた箇所)には、点状ブロックを敷設して注意を喚起することが望ましい。	

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

⑧ 照明

→図 Ⅲ-6

◎照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮する。

⑨ 仕上げ

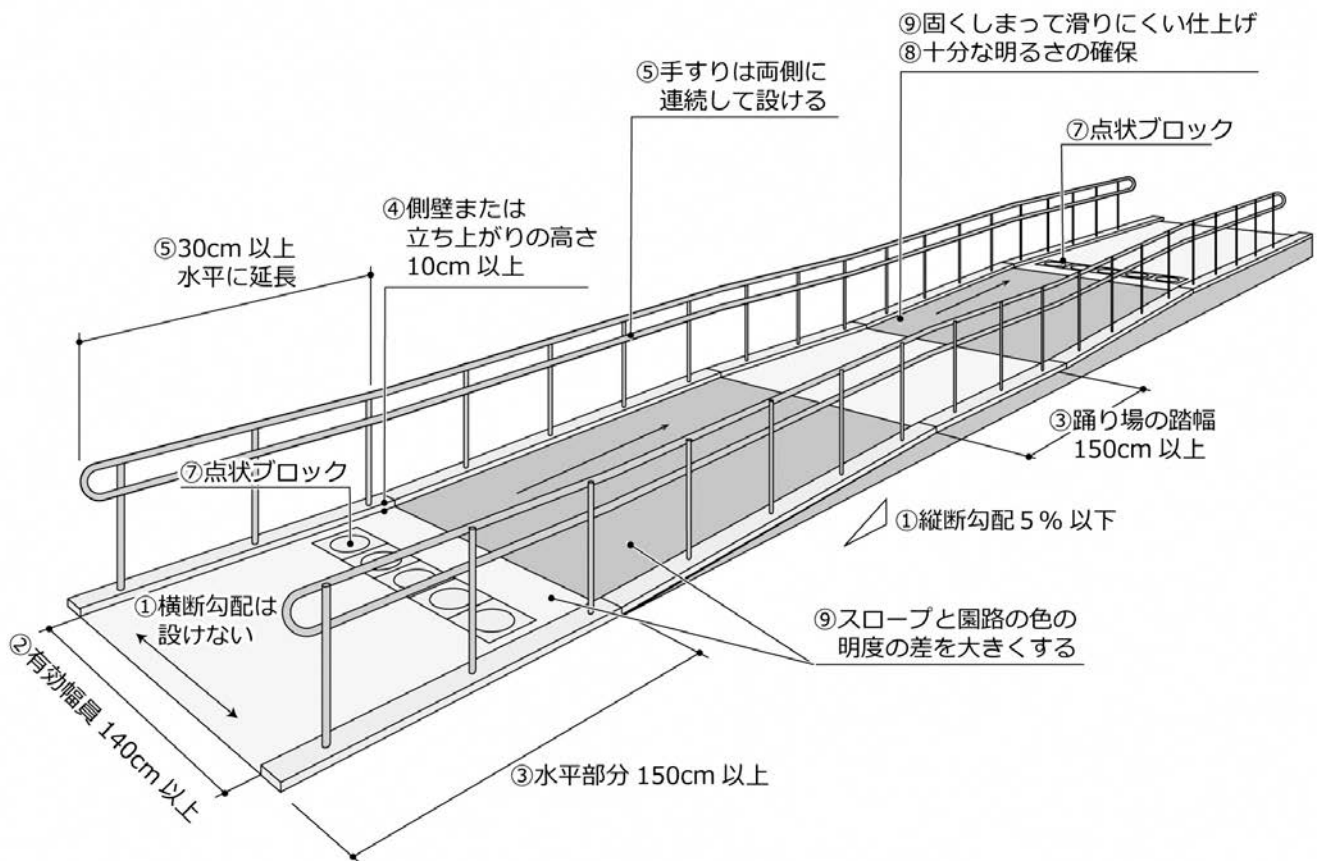
→図 Ⅲ-6

◎表面は、固くしまって滑りにくい仕上げとする。

◎スロープとその前後の園路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を安易に識別できるものとする。

【市公園条例第3条第5号エ】

図 Ⅲ-6 スロープのイメージ



【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

A-5 階段

整備の基本的な考え方

階段は、利用しやすいよう蹴上げや踏面に配慮するとともに、手すりを設ける。

① 有効幅員	→図 Ⅲ-7
◎階段及び踊り場の有効幅員は、120cm 以上とする。	【公園ガ(園路及び広場)望】
② 蹴上げ・踏面	→図 Ⅲ-7
◎蹴上げは、15cm 以下、踏面は 35cm 以上、蹴込みは 2cm 以下とする。 ◎同一階段では、蹴上げ、踏面の寸法は一定にする。 ◎蹴込み板を設け、段鼻は突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。	【市公園条例第3条第3号オ】
③ 踊り場等	→図 Ⅲ-7
◎高低差が 250cm 以内ごとに、踏幅 160cm 以上の踊り場を設ける。 ◎階段の始点、終点に長さ 160cm 以上の水平部分を設ける。	
④ 手すり	→図 Ⅲ-7
◎手すりを両側に連続して設ける。やむを得ない場合は片側に設ける。 ○有効幅員 300cm 以上の階段においては、中央にも手すりを設けることが望ましい。 (Ⅲ. 公園 A-6 手すりの項を参考)	【市公園条例第3条第3号ア】
⑤ 立ち上がり	→図 Ⅲ-7
◎壁または手すり壁でない場合は、側板または 5cm 以上の立ち上がりを設ける。	【市公園条例第3条第3号カ】
⑥ 仕上げ	→図 Ⅲ-7
◎表面は、固くしまって滑りにくい仕上げとする。 ◎表面は、平たんな仕上げとする。	【市公園条例第3条第3号エ】 【公園ガ(園路及び広場)標】
⑦ 表示	→図 Ⅲ-7
◎階段の踏面は、高齢者や弱視者からも段鼻が明確に確認できるよう配慮する。	【公園ガ(園路及び広場)標】
◎階段の上り口、下り口及び踊り場には、点状ブロックを敷設する。	【公園ガ(園路及び広場)標】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

⑧ 照明

→図 Ⅲ-7

◎照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮する。

⑨ 形状

◎らせん階段や回り階段としない。

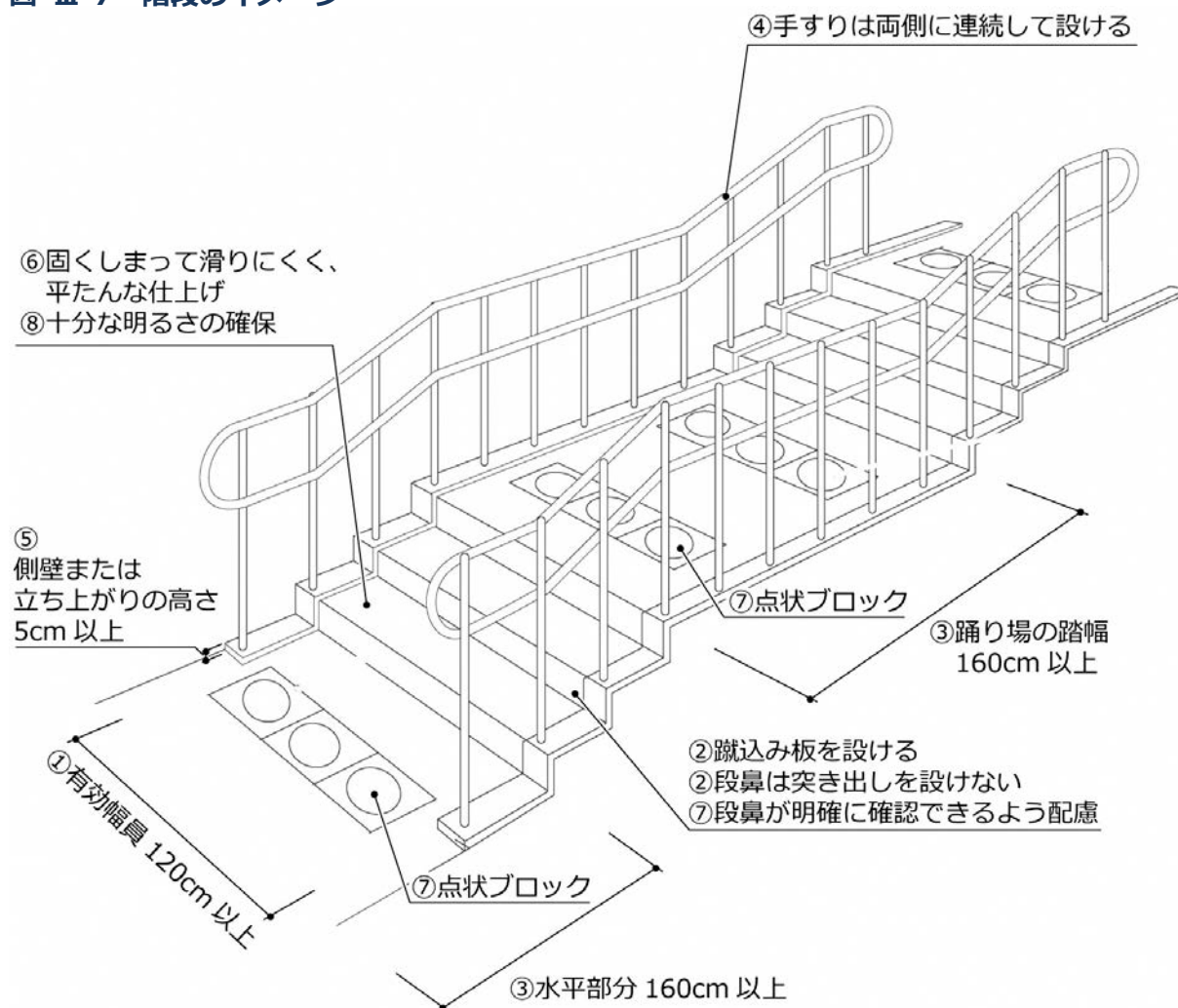
【市公園条例第3条第3号ウ】

⑩ その他

◎階段を設ける場合は、スロープまたはエレベーターなどを併設する。

【市公園条例第3条第4号】

図 Ⅲ-7 階段のイメージ



【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

A-6 手すり

整備の基本的な考え方

手すりは、危険防止、誘導、移動補助など多くの目的を持っているので、できるだけ連続して設ける。

① 高さ	→図 Ⅲ-8
◎取り付け高さは、1 段の場合は 75cm～85cm とし、2 段の場合は 65cm 程度と 85cm 程度とする。	【公園ガ(園路及び広場)標】
② 形状	→図 Ⅲ-9
◎太さは、外径 3cm～4cm 程度の握りやすいものとする。	
③ 壁との関係	→図 Ⅲ-9・図 Ⅲ-10
◎壁との隙間は、5cm 程度とし、手すりの下側で支持する。	
④ 端部	→図 Ⅲ-10
◎手すりの端部は、下方または壁面方向に曲げ、そで等がひっかからないようにする。 ○壁がある場合は、手すりを掴む手が下に落ちる感覚の無い壁面方向への曲げが望ましい。	
⑤ 表示	→図 Ⅲ-11
◎階段の手すりの上端・下端の水平部分には、現在位置や行き先階などを JIS T 0921 にあわせて点字で表示する。 ○その他の手すりの端部及び要所にも、現在位置や誘導内容などを JIS T 0921 にあわせて点字で表示することが望ましい。 ◎点字を表示する場合、2 段手すりの場合は上段の手すりに設置するとともに、弱視者に配慮し、その内容を地と文字の色対比に留意した太線の大きな文字で併記する。 ◎点字を表示する場合、はがれにくいものとする。	【公園ガ(園路及び広場)標】
⑥ 材質	
○冬期の冷たさに配慮した材質とすることが望ましい。	

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 Ⅲ-8 高さ

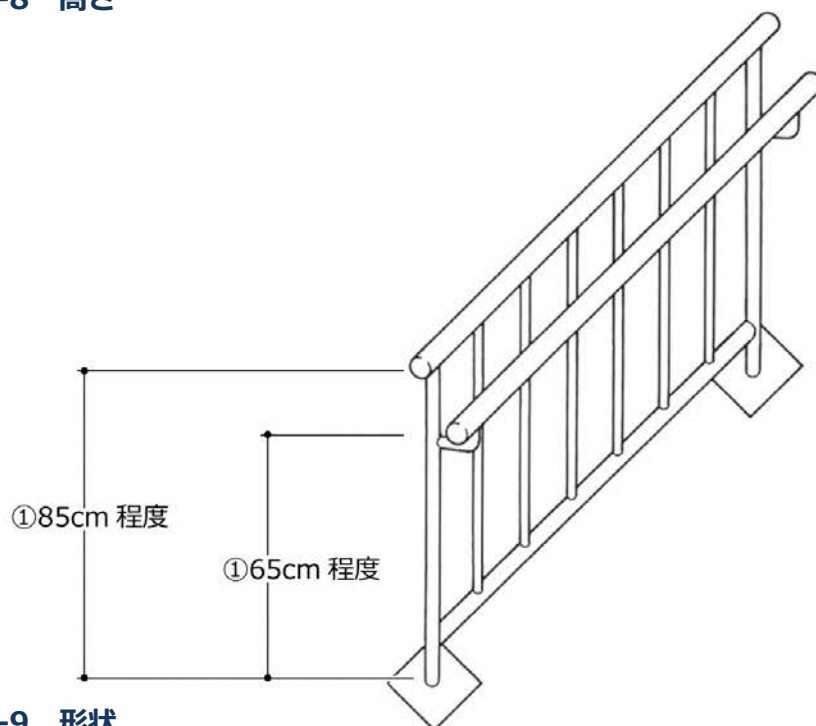


図 Ⅲ-9 形状

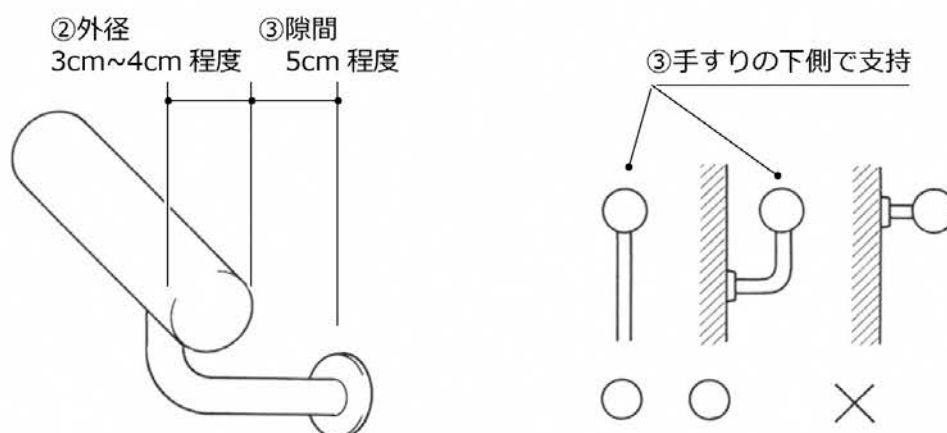


図 Ⅲ-10 壁との関係、端部

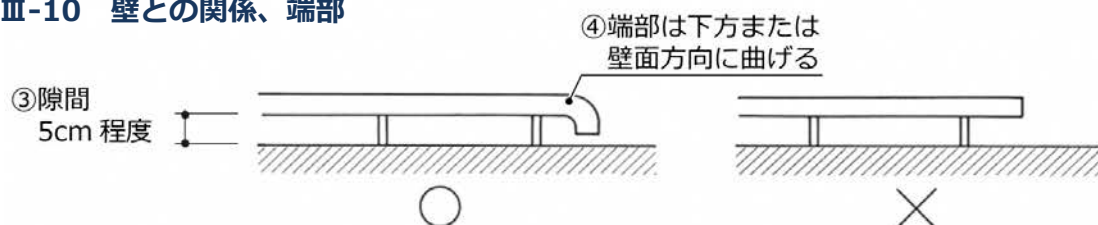
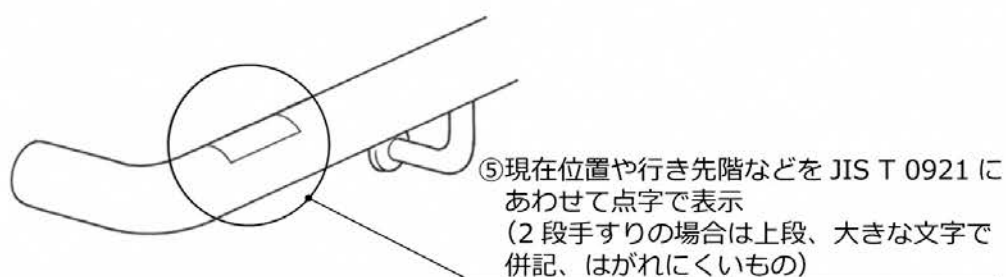


図 Ⅲ-11 表示



A-7 転落防止設備

整備の基本的な考え方

危険防止、誘導のために視覚障害者誘導用ブロックや柵などを設ける。

① 転落防止設備

◎出入口や通路等に近接して崖などがある場合は、転落等の危険があるため、点状ブロックや柵等を設置し安全性を確保する。

【市公園条例第3条第6号】

◎視覚障害者誘導用ブロックは、JIS T 9251 に準拠したものを使用する。

【公園ガ(園路及び広場)標】

○転落の防止だけでなく、視覚障害者の誘導が必要な箇所では、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを敷設することが望ましい。

【公園ガ(園路及び広場)望】

② その他

○利用者の安全な通行のため、必要に応じ十分な照明を確保することが望ましい。

【公園ガ(園路及び広場)望】

A-8 排水溝

整備の基本的な考え方

排水溝を設ける場合には、高齢者や障害者などの通行に配慮する。

① 溝蓋

◎園路を横断する排水溝には、通行上の安全を考慮し、溝蓋を設ける。

◎穴径・溝幅は、車いすやベビーカー等の車輪、杖の先端や靴のかかと部分が落ち込まない細目の構造とするとともに、表面は滑りにくい仕上げとする。

【県規則第 15 条(6)5】

② レベル

◎格子蓋・グレーチング・マンホールなどは、園路と同一レベルに設ける。

③ その他

◎表面仕上げはノンスリップ加工をしたものとする。

B-1 屋根付広場

整備の基本的な考え方

屋根付広場を設ける場合には、高齢者や障害者などの利用に配慮する。

① 出入口

- ◎出入口の有効幅員は、120cm 以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm 以上とすることができる。
- ◎出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段差をつけない。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設する。

【市公園条例第4条第1号ア】

【市公園条例第4条第1号イ・ウ】

② 広場

- ◎舗装は、固くしまって滑りにくい仕上げとする。
- ◎舗装は、水勾配が必要な場合を除いて平坦な仕上げとする。
- ◎車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。

【公園ガ(屋根付広場)標】

【公園ガ(屋根付広場)標】

【市公園条例第4条第2号】

B-2 休憩所及び管理事務所

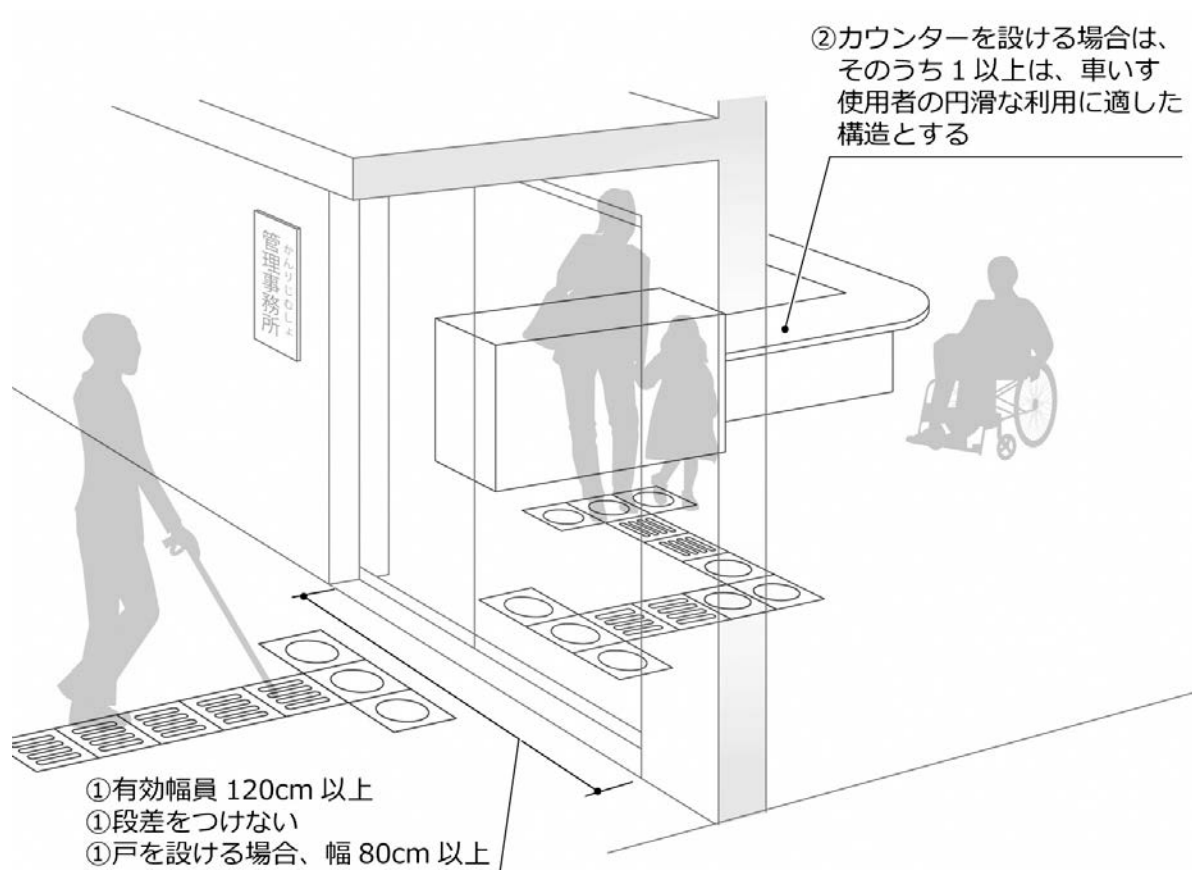
整備の基本的な考え方

休憩所や管理事務所を設ける場合には、高齢者や障害者などの利用に配慮する。

① 出入口	→図 Ⅲ-12
◎出入口の有効幅員は120cm以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。 ◎出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段差をつけない。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設する。 ◎出入口に戸を設ける場合、幅は80cm以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。	【市公園条例第5条第1項第1号ア】 【市公園条例第5条第1項第1号イ・ウ】 【市公園条例第5条第1項第1号エ】
② カウンター	→図 Ⅲ-12
◎カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものとする。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。	【市公園条例第5条第1項第2号】
③ 広さ	
◎車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。	【市公園条例第5条第1項第3号】
④ その他の設備	
○乳幼児連れには、授乳のためのいす、おむつ替え台が必要なため、休憩所、管理事務所や売店、飲食店等に授乳室やおむつ替えが出来る場所を設けることが望ましい。 ○急病等の際に安静をとるための救護施設を管理事務所に設けることが望ましい。 ○管理事務所の場所を把握しやすくするため、わかりやすい名称の表示や音声案内など、到達しやすく、入口をわかりやすくすることが望ましい。	【公園ガ(休憩所・管理事務所)望】 【公園ガ(休憩所・管理事務所)望】 【公園ガ(休憩所・管理事務所)望】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 Ⅲ-12 出入口イメージ



B-3 野外劇場及び野外音楽堂

整備の基本的な考え方

- (1) 野外劇場や野外音楽堂を設ける場合には、高齢者や障害者などの移動に配慮する。
- (2) 野外劇場や野外音楽堂を設ける場合には、出入口から容易に到達できる位置に車いす使用者に配慮した観覧席、客席スペースを設ける。

【出入口】

①出入口

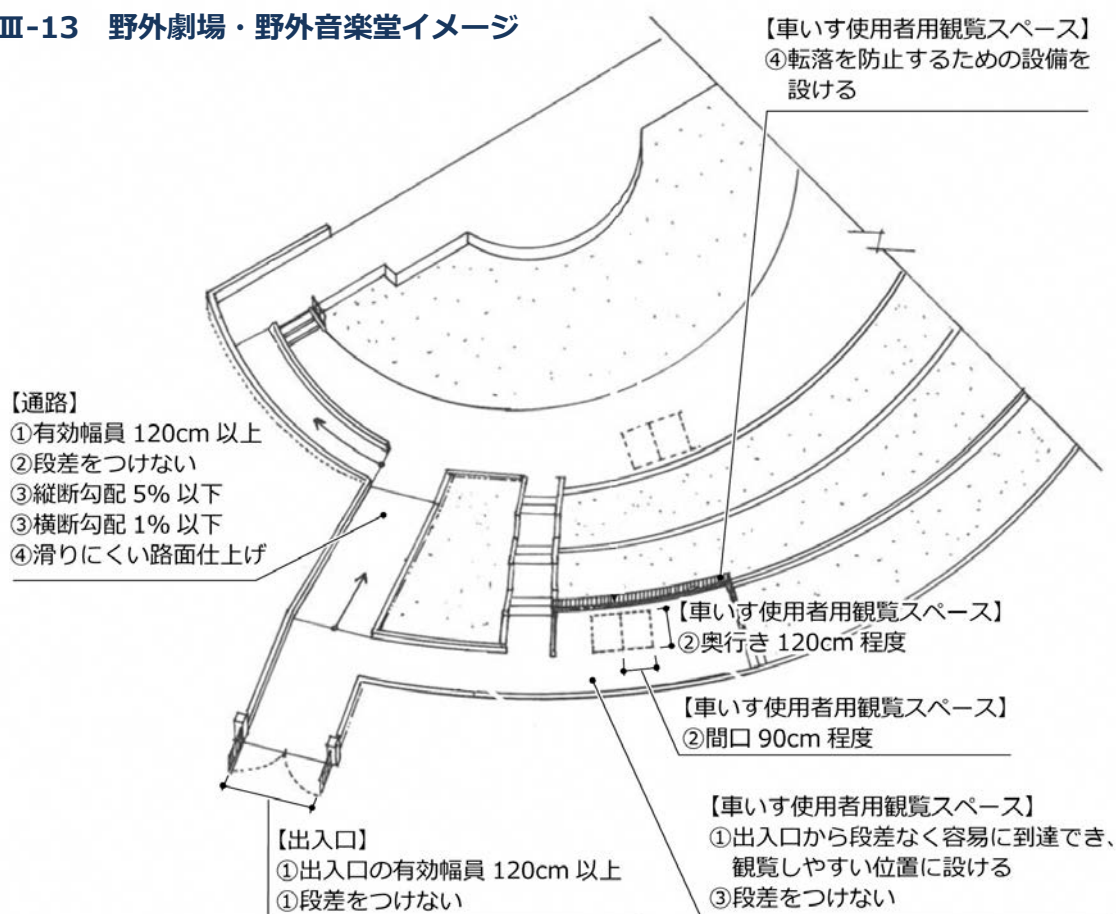
→図 Ⅲ-13

- ◎出入口の有効幅員は、120cm 以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm 以上とすることができる。
- ◎出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段差をつけない。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設する。

【市公園条例第6条第1項第1号】

【市公園条例第6条第1項第1号】

図 Ⅲ-13 野外劇場・野外音楽堂イメージ



【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

【通路】

① 有効幅員	→図 Ⅲ-13
◎通路の有効幅員は、120cm 以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、有効幅員を 80cm 以上とすることができる。 ○通路の交差点や端部に車いす使用者が回転できる広さとして、150cm×150cm 以上の広さを確保することが望ましい。	【市公園条例第 6 条第 1 項第 2 号ア】 【公園ガ(野外劇場・野外音楽堂)望】
② 段	→図 Ⅲ-13
◎車いす使用者が通過する際に支障となる段差をつけない。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設する。	【市公園条例第 6 条第 1 項第 2 号イ・ウ】
③ 勾配	→図 Ⅲ-13
◎縦断勾配は、5%以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。 ◎横断勾配は、1%以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすることができる。 ○縦断勾配を設けて通路を設ける場合、A-4 スロープに準じて高さ 75cm ごとに長さ 150cm 以上の水平部分を設けることが望ましい。	【市公園条例第 6 条第 1 項第 2 号エ】 【市公園条例第 6 条第 1 項第 2 号オ】 【公園ガ(野外劇場・野外音楽堂)望】
④ 表面	→図 Ⅲ-13
◎路面は、滑りにくい仕上げとする。	【市公園条例第 6 条第 1 項第 2 号カ】
⑤ 柵等	
◎通路から転落の危険がある場合は、危険防止のための柵、点状ブロック等を敷設する。	【市公園条例第 6 条第 1 項第 2 号キ】

【車いす使用者用観覧スペース】

① 設置数	→図 Ⅲ-13
◎野外劇場には車いす使用者用観覧スペースを設ける。 ・収容定員 200 人以下：当該収容定員の 50 分の 1 以上 ・収容定員 200 人超：当該収容定員の 100 の 1 に 2 を加えた数以上 ◎車いす使用者用観覧スペースは、出入口から段差なく容易に到達でき、かつ、観覧しやすい位置（周囲の観客が立ってもステージを見ることができるようにサイトライン（ステージなどを見ることができる視野の限界線）が確保されている位置）に設ける。 ○車いす使用者用観覧スペースは、一つのエリアに集中させず、他の観客同様、様々な販売価格、観覧方向、エリアから選べることが望ましい。 ○車いす使用者用観覧スペースは、緊急避難等も配慮して配置することが望ましい。	【市公園条例第 6 条第 1 項第 3 号】 【公園ガ（野外劇場・野外音楽堂）望】
② 広さ	→図 Ⅲ-13
◎1 席あたりの車いす使用者用観覧スペースは、間口 90cm、奥行き 120cm 以上とする。	【市公園条例第 6 条第 2 項第 1 号】
③ 段	→図 Ⅲ-13
◎車いす使用者が利用する際に支障となる段差をつけない。	【市公園条例第 6 条第 2 項第 2 号】
④ 柵等	→図 Ⅲ-13
◎車いす使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車いす使用者の転落を防止するための設備を設ける。	【市公園条例第 6 条第 2 項第 3 号】
⑤ 管理運営において留意すべき事項	
○車いす使用者が容易に舞台上がれるよう、段の無い通路を確保（段がある場合にはスロープを設置）することが望ましい。 ○車いす使用者が利用しやすい楽屋、控室、付帯する設備、通路、出入口等に十分配慮することが望ましい。	

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

B-4 駐車場

整備の基本的な考え方

出入口付近に、車いす使用者が優先して使用できる駐車スペースを設ける。

① 駐車場

I. 公共建築物 A-4 駐車場の項に準じる。

【市公園条例第7条】

B-5 トイレ

整備の基本的な考え方

- (1) 公園の規模等を考慮したうえで、車いす使用者、オストメイト（人工膀胱、人工肛門造設者）、乳幼児連れの方などの使用に配慮したトイレを設ける。
- (2) 高齢者や障害者などの利用のため、洋式トイレや便房内の手すりを設けることが望ましい。

① 配置

◎高齢者や障害者などが認識しやすく、円滑に利用できる場所に設ける。

【公園ガ（便所）標】

② トイレ

◎街区公園等の小規模な都市公園のためバリアフリースイールの設置が困難な場合を除き、トイレを設ける場合は、バリアフリースイールまたはバリアフリースイールの一部の機能を持ったトイレを設ける。

【市公園条例第8条第2項】

③ 大便器

○洋式便器及び手すり付きの便房を1以上設けることが望ましい。なお、バリアフリースイールが設けられた場合も、バリアフリースイール以外に洋式便器及び手すり付きの便房を1以上設けることが望ましい。

【公園ガ（便所）望】

上記以外については、I. 公共建築物 B-1 バリアフリースイール及び B-2 一般用トイレの項に準じる。

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

C-1 ベンチ・野外卓・水飲み器・手洗場

整備の基本的な考え方

- (1) 高齢者や障害者などの利用しやすい構造のベンチを適宜設ける。
- (2) 野外卓、水飲み器、手洗場等は、車いす使用者にも利用できる構造とする。
- (3) ベンチ、野外卓、水飲み器、手洗場等の園内設備は、見つけやすいように配慮する。

【ベンチ】

① 腰掛け板	→図 Ⅲ-14
◎標準の高さは、40cm～45cm とする。	【公園ガ(ベンチ、野外卓)望】
② 杖使用者用ベンチ	
○杖使用者用ベンチを設ける場合には、標準の高さは、55cm とし前傾させることが望ましい。	【公園ガ(ベンチ、野外卓)望の強化】
③ ひじかけ	
○手すりや手すり兼用となるような大きめのひじかけを中央や両端に設けることが望ましい。	

【野外卓】

① 水平部分	→図 Ⅲ-14
◎車いすが接近できるように、使用方向に 150cm 以上の水平部分を設ける。	【公園ガ(ベンチ、野外卓)望】
② 下部スペース	→図 Ⅲ-14
◎卓の下部に、高さ 65cm～70cm、奥行き 45cm 程度のスペースを設ける。この部分には、足つなぎの水平棒は設けない。	【公園ガ(ベンチ、野外卓)望】

【上屋等の設置】

① 上屋等の設置	
○ベンチ、野外卓には、上屋、高木等による雨除け、日除けに配慮することが望ましい。	

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

【水飲み器・手洗場】

① 飲み口	→図 Ⅲ-15
◎飲み口は、上向きとする。 ◎車いす使用者が使いやすいよう、飲み口は高さ 70cm～80cm とし、下部に高さ 65cm 以上、奥行き 45cm 以上のスペースを確保する。	【公園ガ(水飲場・手洗場)標】
② 水平部分	→図 Ⅲ-15
◎車いすが接近できるよう、使用方向に 150cm 以上、幅 150cm 以上の水平部分を設ける。 ◎水飲場及び手洗場の周辺の床面は、固くしまってぬれても滑りにくい仕上げとする。 ◎水飲場及び手洗場の周辺の床面は、段がなく平たんな仕上げとする。 ◎幼児用の踏み台等を設ける場合には、車いすの動線を考慮し、支障とならない位置に設ける。	【公園ガ標】 【公園ガ標】
③ 水栓金具	→図 Ⅲ-15
◎給水栓は、使用しやすいものを使用しやすい位置に取り付ける。 ○給水栓は、レバー式、押しボタン式等とすることが望ましい。	【公園ガ(水飲場・手洗場)望】
【その他】	
① その他	
◎公園内に公衆電話ボックスを設ける場合は、車いす使用者対応型の電話ボックスを 1 以上設けるよう、電話事業者に指導する。	

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 Ⅲ-14 ベンチ・野外卓

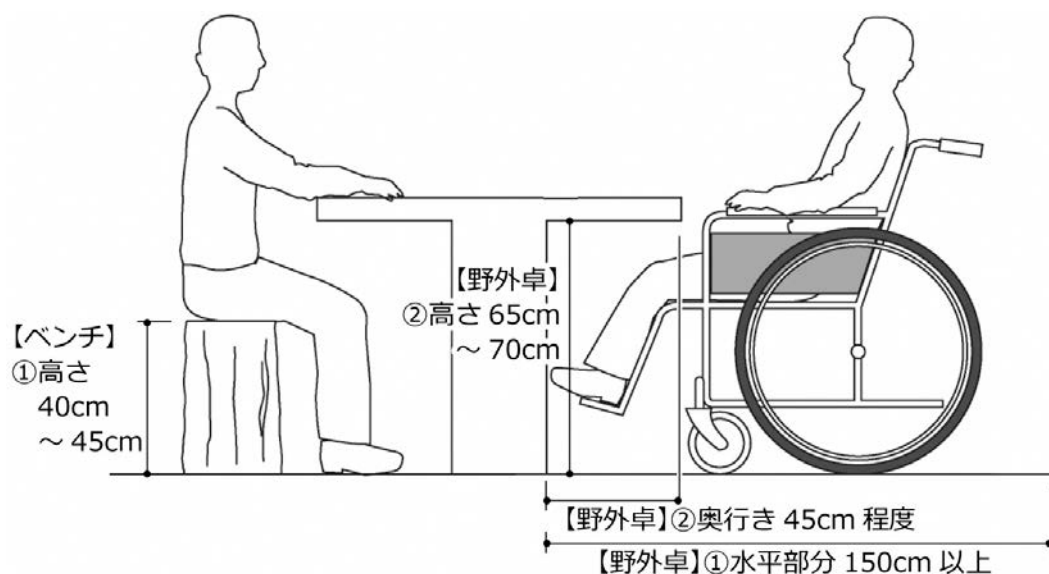


図 Ⅲ-15 水飲み器・手洗場

【水飲み器・手洗場】

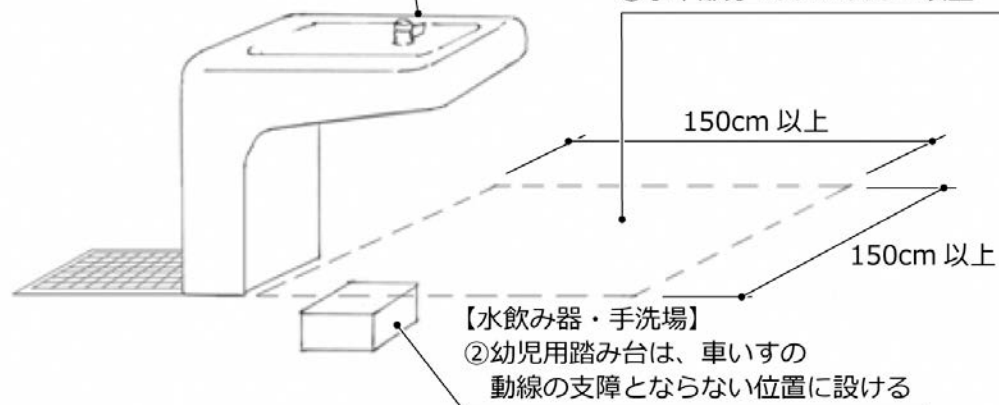
①飲み口は上向きとする

③給水栓は使用しやすい位置に取り付ける

【水飲み器・手洗場】

②固くしまつてぬれても滑りにくく、
段がない平たんな仕上げ

②水平部分 150×150cm 以上



【水飲み器・手洗場】

①飲み口の高さ
70cm ~ 80cm

【水飲み器・手洗場】

①高さ 65cm 以上

【水飲み器・手洗場】

①奥行き 45cm 以上

